

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第九条の二ただし書の規定に基づき、総務大臣が別に告示する開設計画の認定の有効期間を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

第五世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計針（令和 年総務省告示第 号）に係る開設計画の認定の有効期間は、当該計画の認定の日から起算して七年とする。